

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について Q&A

よくある質問について、本市の回答をまとめております。内容は保険者によって異なる場合がありますので、他市町村の判断につきましては、当該市町村担当課にご確認ください。

Q1 新規申請中で、認定結果が出る前に福祉用具を利用したいが、軽度者に該当しそうな場合はどのように取り扱えばよいか。

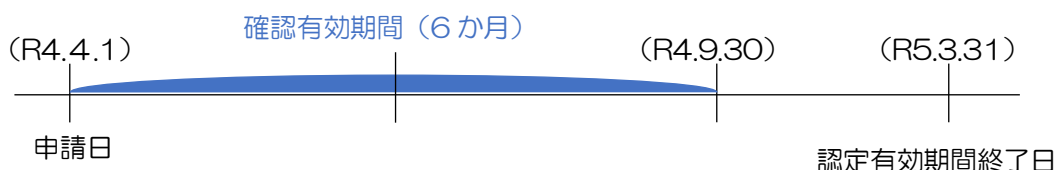
A1 主治医の医学的所見及びサービス担当者会議等で、当該福祉用具の必要性が適切に判断されたうえで、暫定のケアプランに位置づけられている場合は、事前に例外給付の確認申請を行うことが可能です。

しかし、認定の結果が非該当となった場合は、自費利用となりますので、認定結果が出る前の例外給付の申請は、利用者に十分説明したうえで慎重に行ってください。

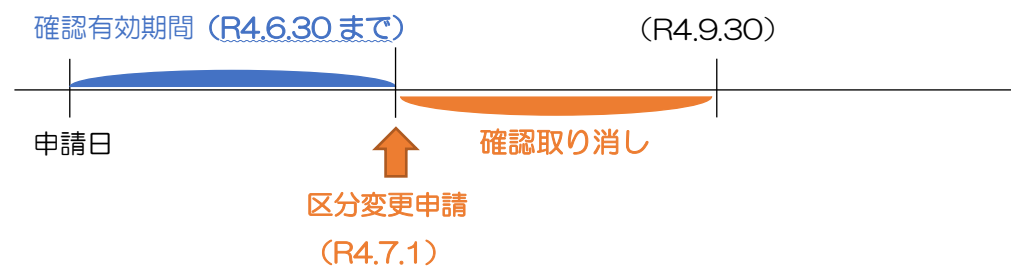
Q2 すでに区役所福祉課の確認をとり、通知書を受け取っているが、区分変更申請をすることになった。この場合、すでに受け取っている通知書の確認有効期間はどうか。

A2 確認有効期間中に区分変更申請をした場合は、区分変更申請日の前日で確認有効期間は一旦終了となります。

<当初>



<区分変更申請した場合>



Q3 現在、例外給付を受けている利用者が、認定更新の時期となった。認定更新後も、継続して福祉用具を利用する必要があり、介護度も同じになることが見込まれる。
この場合、どのタイミングで区役所福祉課へ確認申請をすればよいか。

A3 現在の認定有効期間が終了する前に、区役所福祉課への申請が必要です。
現在の認定有効期間が終了してから申請された場合、保険給付の確認期間をさかのぼることはできませんので、ご注意ください。

Q4 要介護2以上を想定して暫定ケアプランを作成し、福祉用具貸与を開始したが、認定の結果が要介護1であった。この場合の取り扱いはどうなるか。

A4 認定調査の結果が、厚生労働大臣が定める者に該当しない場合は、『軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について』の4～5ページの手順を踏み、区役所福祉課の確認をとる必要があります。区役所福祉課の確認がとれましたら、例外給付の申請日から、保険給付の対象として認められます。

Q5 医師の都合がつかず、所見を確認することができていない。サービス担当者会議では、福祉用具が必要であると判断されたため、例外給付の申請をしてもよいか。

A5 福祉用具の例外給付は、医師の所見に基づいて行われるものです。
そのため、サービス担当者会議等で必要性があるとの判断がなされていたとしても、医師の所見が確認できていない場合は、区役所福祉課へ例外給付の申請をすることはできません。福祉用具の例外給付を検討する場合、まずは医学的所見を確認する必要があります。詳細な手順については、『軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について』の4～5ページを参照ください。